介護サービス事業所等自己点検票(指定介護予防福祉用具貸与事業)

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一基本方針	1 基本方針 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその 居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用 具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することに より、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	都条例第112号第237			
二 人員に関する基準	1 福祉用具専門相談員の員数 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業者が都規則第142号で定める事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定介護予防福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ① 指定福祉用具貸与事業者 ② 指定特定福祉用具販売事業者 ③ 指定特定福祉用具販売事業者	条 第1項、第2項 規則第142号第60条 第1項、第2項			
	(2) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。	施行令第4条第1項			
	(3) 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものとなっているか。 ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者	施行令第4条第1項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	2 管理者 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いている か。ただし、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従 事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の 職務に従事するができるものとする。	都条例第112号第239 条第1項、第2項 施行要領第3の11の1 の(2)参照(第3の1 の1の(3))			
三設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 (2) (1) の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。	都条例第112号第240			
	ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉 用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種 類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定 福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合については、都条例第111号第251条第1項及び第2項 に規定する設備に関する基準を満たすことをもって(1)及び(2)に 規定する基準を満たしているものとみなすことができる。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	1 管理者の責務 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定介護予防福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第112号第248 条 準用(第51条第1項)			
関する基準		都条例第112号第248 条 準用(第51条第2項)			
	2 運営規程 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項				
	3 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定介 護予防福祉用具貸与を提供できるよう、指定介護予防福祉用具貸 与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第112号第248 条 準用(第120条の2第1 項)			
	(2)指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	施行要領第3の11の3 の(8)の②参照(第3 の6の3の(2)の①)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者によって指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	条 準用(第120条の2第2			
る基準	(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、適切な指定介護予防福祉用 具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な 関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた もの又は性的な言動により福祉用具専門相談員の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じている か。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)	条準用(第120条の2			
	4 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	条準用(第52条の2の			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	都条例第112号第248 条準用(第52条の2の 2第2項)			
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第112号第248 条準用(第52条の2の 2第3項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関す	5 内容及び手続の説明及び同意 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の 提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運 営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交 付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得て いるか。なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事 業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。	条準用(第52条の3第			
る基準	6 提供拒否の禁止 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定介護予防 福祉用具の貸与の提供を拒んでいないか。	都条例第112号第248 条準用(第52条の4)			
	7 サービス提供困難時の対応 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸 与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案 し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供す ることが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防 支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防福祉用具貸与事業者等 の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。				
	8 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。	条準用(第52条の6第			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会 意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指 定介護予防福祉用具貸与を提供するよう努めているか。				
	9 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条準用(第52条の7第			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	条準用(第52条の7第			
営に関する基準	10 心身の状況等の把握 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の 提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。				
準	11 介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。				
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与 の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談 又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援業者に対 する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との密接な連携に努めているか。	条			
	12 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の 提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第83条の9各号のいず れにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護 予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市 町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受 けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情 報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるため に必要な援助を行っているか。				
	13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス計画が作成 されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防福祉用具貸与を提 供しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	14 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が介護予防サービス計 画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者へ の連絡その他の必要な援助を行っているか。				
	15 身分を証する書類の携行 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類 を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提 示すべき旨を指導しているか。				
	(2) 証書等には当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称、当該専 門相談員等の氏名の記載があるか。	条例第112号第248条 準用(第52条の13) 施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(15))			
	16 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	条準用(第52条の14			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与 を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する とともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	準用(第52条の14第2			
	17 利用料等の受領 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。				

四 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)(2)の支払を受ける額都条例第112号第242条第3項のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費の活動と表別のでは、あらかじめ、利用者ではその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与をの他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、法施行規則第	IT 12: 1	いいえ
 運 から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)(2) の支払を受ける額 都条例第112号第242 条第3項 規則第142号第62条 連 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉 用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け 		
図 る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)(2)の支払を受ける額都条例第112号第242のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていない条第3項規則第142号第62条 (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者第4項の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を申止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与をの提供を申止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与をの提供を申止しているか。□		
では、		
関す		
す (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)(2) の支払を受ける額 都条例第112号第242 のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていない か。		
□ のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていない 条第3項 規則第142号第62条 ② 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉 用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要 する費用 ② 福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ③ 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 ④ 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 ④ 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸日のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
正		
 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉 用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者第4項の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与をの他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け 		
用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に教し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与をの地のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者第4項第112号第242の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
ービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 条 対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者 の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日ま		
対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者 の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日ま 都条例第112号第242 でに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求 にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指 定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
でに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求 条 にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指 第5項 定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等によ り、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸 与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指 定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等によ り、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸 与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		1
定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
り、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止しているか。 (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に要した費用につき、その支払を受け		
(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受け		
		+
る際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、法施行規則第		
85 条において準用する第 65 条で定めるところにより、領収証を		
交付しているか。		

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法第53条第7項において準	施行規則第85条			
兀	用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証				
	に、指定介護予防福祉用具貸与について居宅要支援被保険者から支				
運	払を受けた費用の額のうち、法第53条第2項第1号又は2号に規定す				
営	る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現				
に	に当該指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を超えるとき				
関	は、当該現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額とする。)				
す	に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の				
る	費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載して				
基	いるか。				
準	18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付				
	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当	都条例第112号第248			
	しない指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合	条準用(第53条の2)			
	は、提供した指定介護予防福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その				
	他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に				
	対して交付しているか。				
	19 利用者に関する区市町村への通知				
	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を	都条例第112号第248			
	受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞な	条準用(第53条の3)			
	く、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。				
	① 正当な理由なしに指定介護予防福祉用具貸与の利用に関する指				
	示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認めら				
	れるとき又は要介護状態になったと認められるとき。				
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようと				
	したとき。				
	20 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等				
	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質	都条例第112号第243			
	の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な	条第1項施行要領 第			
	研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	3の11の3の(8)			
		参照(第3の11の3の			
		(5))			
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉	都条例第112号第243			
	用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持	条第2項			
	及び向上に努めているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四	21 福祉用具の取扱種目 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変 化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具 を取り扱うようにしているか。				
営に関	22 衛生管理等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び 健康状態について、必要な管理を行っているか。	都条例第112号第245 条第1項			
する基準	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。	都条例第112号第245 条第2項			
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせるこ とができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与 事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切 な方法により行われることを担保しているか。	都条例第112号第245 条第3項			
	(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。				
	(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。	都条例第112号第245 条第5項			
	(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	条第6項 都規則第142号第62 条の2第1項第1号、第			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関す	23 掲示及び目録の備え付け (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を掲示しているか又は重要事項を記載した書 面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自 由に閲覧させることを行っているか。	都条例第112号第246 条第1項、第2項			
る基準	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	都条例第112号第246 条第3項			
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に 資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福 祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載され た目録等を備え付けているか。				
	24 秘密保持等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がな く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていな いか。	条例第112号第248条 準用(第54条の4第1 項)			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	条例第112号第248条 準用(第54条の4第2 項)			
		条例第112号第248条 準用(第54条の4第3 項)			
	25 広告 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事 業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な ものとなっていないか。				
	26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援事業者又はその 従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用さ せることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していない か。	準用 (第54条の6)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	27 苦情処理 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切	都条例第112号第248 条			
営に	に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及	準用(第54条の7第1 項)			
関	び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の	施行要領第3の11の3			
す	概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内	の(8)参照 (第3の1の			
る	容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記	3の(28)の①)			
基	載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する				
準	こと等を行っているか。	ten & Friedra 10 II fett 0 10			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け付けた 場合には、当該苦情の内容等を記録しているか	都条例第112号第248 条準用(第54条の7第			
	勿口には、日以古田の四十分寺で北欧しているが。	2項)			
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向	施行要領第3の11の3			
	上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を	の3の(8)参照(第3の			
	踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行なっているか。	1の3の(28)の②)			
	(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福	都条例第112号第248			
	祉用具貸与に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書そ	条			
	の他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員か	準用(第54条の7第3			
	らの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して区市町村	項)			
	が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受け				
	た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って いるか。				
		都条例第112号第248			
	った場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	条準用(第54条の7第 3項)			
		[3·集]			
		都条例第112号第248			
	祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連	条準用(第54条の7第			
	合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国	4項)			
	民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合にお				
	いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				
	(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会	都条例第112号第248			
匹	からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険	条準用(第54条の7第			
	団体連合会に報告しているか。	4項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
運営に関する基	28 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護 予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、区市町村、 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連 絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他 必要な措置を講じているか。	条準用(第54条の9第 1項)			
準	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行っているか。	条例第112号第248条 準用(第54条の9第2 項)			
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(30)の③)			
	29 虐待の防止 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、虐待の発生及び再発を防止する ため、次の措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開 催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十 分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。 ④ ①~③を適切に実施するための担当者を置くこと。	条準用(第54条9の2) 都規則第142号第63 条準用(第9条の3第1 項) 都規則第142号第63			
	30 会計の区分 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸 与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防福祉用具 貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。				
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。	平13老振発第18号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	31 記録の整備 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第112号第247 条第1項			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 介護予防福祉用具貸与計画 ② 都条例第112号第52条の14第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例112号第250条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第112号第245条第4項の規定による結果等の記録 ⑤ 都条例第112号第53条の3の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑥ 都条例第112号第54条の7第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦ 都条例第112号第54条の9第1項の規定による事故の状況及び事				
	故に際して採った処置についての記録				
	1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われているか。	都条例第112号第249 条第1項			
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介 護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ってい るか。				
	(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。				
五介護	(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力 を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供 に努め、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス を提供しないよう配慮しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
予	2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針				
防	(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又				
0	は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適	都条例第112号第250			
た	切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてい	条第1号			
め	る環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、介				
0)	護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、				
効	かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるととも				
果	に、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、				
的	全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸				
な	与に係る同意を得ているか。				
支					
援	(2) 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、介護予防福祉	都条例第112号第250			
0)	用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援	条第2号			
方	を行っているか。				
法	 (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行				
に	うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方				
関	法等について、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、理解しやす	7,312.73			
す	いように説明を行っているか。				
る	(4) 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具	都条例第112号第250			
基	及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する	条第3号			
準	福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福				
	祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸				
	与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できるこ				
	とについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって				
	必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、				
	言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予				
	防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の				
	状況等を踏まえ、提案をしているか。				
	(5)指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用	都条例第112号第250			
	「切相定月度」的価値用具員子の提供に当たりでは、員子りる価値用 具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	(4) 条第4号			
	大V/1双肥、女王圧、 工小虚寺に関し、尽快を11つしいるか。	水炉ギク			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の	都条例第112号第250			
	状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使	条第5号			
五.	用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該				
	福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成				
介	 した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必				
護	 要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方				
予	 法の指導を行っているか。				
防	自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要	施行要領第4の3の9			
0	│ な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければ	の(2)の③			
た	 ならない衛生管理(洗浄・点検等)について十分説明しているか。				
め					
の	(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は	都条例第112号第250			
効	 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を	条第6号			
果	 除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的	平成13年4月6日老発			
的	拘束等」という。)を行っていないか。	 第155号「身体拘束ゼ			
な		口作戦」の推進につ			
支		いて			
援		平成13年3月厚生労			
0		 働省発行「身体拘束			
方		ゼロへの手引き」			
法					
に	(8)(7)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際	都条例第112号第250			
関	の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している				
す	か。				
る					
基		都条例第112号第250			
準	 要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場	条第8号			
	合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。福祉用具の修理に				
	ついては、専門的な技術を有する者に行わせた場合においても、福				
	祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。				
	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が				
	必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定する	施行要領第4の3の9			
	メンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、	の(2)の④			
	保守・点検を確実に行っているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五	(10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。	都条例第112号第250 条第9号			
介護予防のための効果的	3 介護予防福祉用具貸与計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与(福祉用具利用)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容(具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等)、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(各事業所ごとに定めるもの)を作成しているか。その他、関係機関で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。 なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。	第1項 施行要領第4の3の9			
な支援の方法に	(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。 なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	条例第112号第251条 第2項 施行要領第4の3の9 の(3)の②			
関する基準	(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	条例第112号第251条 第3項			
準	(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。	条例第112号第251条 第4項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五介護予防	(5) 福祉用具専門相談員は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等について、必要に応じてモニタリングを行うこととなっているが、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っているか。	第5項 施行要領第4の3の9			
のための	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録により、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	条例第112号第251条 第6項			
効果的な	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。	条例第112号第251条 第7項 施行要領第4の3の9 の(3)の④			
支援の方法に関する基準	(8) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記(1)から(4)に準じて取り扱っているか。	条例第112号第251条 第8項			
六変更の	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第115条の5第1項			
届出等	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第115条の5第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七	1 介護予防福祉用具貸与費の単位数の算定				
	指定介護予防福祉用具貸与事業所において、指定介護予防福祉用	平18厚労告127別表			
介	具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費	の9			
護	用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用され				
給	る1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるとき				
付	は、これを四捨五入して得た単位数)としているか。				
費	ただし、1月当たりの平均貸与価格が100件以上となったことのあ	平30厚労告80			
0	る福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生				
算	労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介				
定	護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算				
及	定しない。				
び					
取	2 高齢者虐待防止措置未実施減算				
扱	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し	平18厚労告127			
٧١	ていない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐	別表の9の注1			
	待防止のための年1回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待	平18老計発第			
	防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じ	0317001号・老振発第			
	た場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か	0317001号・老老発第			
	ら減算しているか。(ただし、令和9年3月31日までの間は経過措	0317001号第2の10			
	置期間)	の(1)			
	3 業務継続計画未策定減算				
	業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ	平18厚労告127			
	ていない場合は、所定単位数の 100 分の1に相当する単位数を所定単	別表の9の注2			
	位数から減算しているか。	平18老計発第			
		0317001号・老振発第			
		0317001号・老老発第			
		0317001号第2の10			
		Ø (2)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七介護給付費の算定及び	4 搬出入に要する費用の取扱い 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した 費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が 定める地域(平成24年厚労告第120号)に所在する場合にあっては、 当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予 防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予 防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定 介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で 除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉 用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額 を限度として所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の9の注3			
取扱い	5 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が15人以下)に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具とごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。	別表の9の注4			
	6 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している 利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉 用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日 の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業 の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する 交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定介護予防福 祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た 単位数を、個々の福祉用具とごとに当該指定介護予防福祉用具貸与 に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度とし て所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の9の注5			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七	7 要支援者に対する取扱い				
	(1) 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介	平 18 厚労告 127			
介	護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示	別表の9の注6			
護	第93号)に規定する車いす等に係る指定介護予防福祉用具貸与を				
給	行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定していないか。				
付	(2) ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、	平 27 厚労告 94 の 88			
費	この限りでない。				
の	イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者				
算	① 車いす、車いす付属品 次のいずれかに該当する者				
定	(一)日常的に歩行が困難な者				
及	(二)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められ				
び	る者				
取	② 特殊寝台、特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者				
扱	(一)日常的に起きあがりが困難な者				
٧١	(二)日常的に寝返りが困難な者				
	③ 床ずれ防止用具、体位変換器 日常的に寝返りが困難な者				
	④ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者				
	(一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支 障がある者				
	(二)移動において全介助を必要としない者				
	⑤ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当				
	する者				
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者				
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者				
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者				
	⑥ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを				
	除く。) 次のいずれにも該当する者				
	(一)排便において全介助を必要とする者				
	(二)移乗において全介助を必要とする者				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七	8 サービス種類相互の算定関係				
	利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対	平 18 厚労告 127			
介	応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、	別表の9の注7			
護	算定していないか。				
給					
付					
費					
0					
算					
定					
及					
び					
取					
扱					
V					